

役員報酬規程

(総 則)

第1条 この規程は一般社団法人 JP-MIRAI(以下「当法人」という。)の定款第23条に基づき、役員に対する報酬の支給及び費用の弁償等に関して、基本事項を定める。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)役員とは、理事及び監事をいう。
- (2)報酬とは、職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わず、また、費用とは明確に区別されるものとする。
- (3)費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいい、報酬等とは明確に区別されるものとする。

(報 酬)

第3条 当法人は、役員の仕事執行の対価としての報酬を原則として支給しないものとする。

(賞与、退職慰労金等)

第4条 この法人は、役員に対し、前条に規定する報酬以外の、賞与、退職慰労金その他の報酬等の支給を行わない。

(適用除外)

第5条 職員を兼務する役員については、この規程を適用しない。

(費用弁償)

第6条 この法人の役員がその職務の執行に当たって負担した費用については、当該役員より請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は社員総会の決議を経て行う。

附則 1. この規程は令和4年7月6日から施行する。

附則 2. この規程は令和5年6月20日から改正施行する。